

技術シーズ移転・実証事業費補助金 Q & A

【提案者（申請者）および実施体制】

- Q. 個人事業者は申請できるか。
- A. 可能です。
- Q. 製造業以外の中小企業は対象か。
- A. 対象になります。
- Q. 県外企業を含めた団体での申請は可能か。
- A. 中小企業団体の組織に関する法律に規定される県内の企業組合の場合、対象になります。
- Q. 複数企業体によるコンソーシアムでの応募は可能か
- A. 中小企業団体の組織に関する法律に規定される県内の企業組合の場合、対象になります。
- Q. 大企業が共同実施体制に含まれていてもよいか。
- A. 可能です。
- Q. 大企業を含めた団体による応募は可能か。
- A. 中小企業団体の組織に関する法律に規定される県内の企業組合の場合、対象になります。
- Q. 大学等や県試験研究機関と共同した実施体制でなければならないか。
- A. これらの機関から技術シーズの提供を受けていれば、提案者単独での実施提案も可能です。ただし、提案者単独での実施提案が採択された場合は、事業を着実に遂行するため、県の試験研究機関による伴走支援を受けることが採択条件に付されます。
- Q. 大学等や県試験研究機関から支援を受ける場合、共同研究契約を結ぶ必要があるか。
- A. 事業採択および補助金交付決定においては必要ではありません。事業を実施するにあたり、必要に応じて当事者間で協議のうえ決定ください。
- Q. 県内企業と組んで大学等や県試験研究機関が応募することは可能か。
- A. できません。
- Q. 設備等開発費で機械を外注する場合、その外注先も実施体制に含めてもよいか。
- A. 含めても構いません。ただし、実施体制に含まれる者から調達する場合は利益排除する必要があります。

【技術シーズ】

- Q. 本事業における技術シーズにどのようなものが該当するか。
- A. 大学等又は県試験研究機関が有する、研究開発や新規事業創出を推進していく上で必要となる技術や知的財産、ノウハウ等を示しており、本事業では、論文、特許、報告書等において、既に一定の技術が蓄積されているものが該当します。
- Q. 大学等又は県試験研究機関には何が該当するか。
- A. 大学、工業高等専門学校、独立行政法人（国立研究機関）、県を含む公設試験研究機関および公的法人等で県が認めるものが該当します。
- Q. 知財化されていない技術シーズを使用することは可能か。
- A. 技術シーズに関する文献（特許、論文、報告書）等が示され、存在が確認できれば可能です。
- Q. 技術シーズの実施に関し、予めシーズ保有者から承諾を得ておく必要があるか。
- A. 事業が採択された際に速やかに実施に移れるよう、予め承諾を得ておくのが望ましいと考えますが、相手先の都合もあることから、応募における必要事項とはしていません。なお、事業実施の確実性の観点から、応募時点で調整が完了していない場合は審査において評価が低くなります。
- Q. 技術シーズの実施に関する承諾とは。
- A. 技術シーズを実施したい旨の申し出を受け、シーズ保有者・機関が了承することをいいます。
- Q. 技術シーズの実施に関する許諾とは。
- A. シーズ保有者・機関が実施を認めることをいいます。技術シーズが特許の場合においては権利者と実施許諾契約を締結すること、その他の場合においてはシーズ保有者・機関から実施に関する了承を得ることが該当します。この際の形式は当事者間で調整のうえ決定ください。
- Q. 他県の技術シーズを使ってもよいか。
- A. 可能です。
- Q. 大学等や県試験研究機関と共同開発した技術シーズは対象となるか。
- A. 対象になります。ただし、共同開発において、大学等や県試験研究機関が単なる効果の検証やアドバイザー等としての参画であって、技術シーズを有しているとはいえない

場合は対象になりません。

【実施内容】

Q. 技術シーズを活用した新規購入装置の改良は可能か。

A. 可能です。

Q. 技術シーズを活用した既存装置の改良は可能か。

A. 可能です。

【補助対象経費】

Q. 事業期間終了時点で支払い金額が確定していれば、補助対象経費とできるか。

A. できません。支払い行為が事業期間内に終了している必要があります。

Q. 大学等や県試験研究機関から支援を受ける場合の費用は事業費に含めて良いか。

A. 県の試験研究機関以外の大学等や研究機関等への委託費は事業費に含むことができます。支援する者が県の試験研究機関の場合は、内容にも依りますが、事業採択者は無償で支援を受けることができます。

Q. 装置開発等の外注費のみでの申請でも可能か。

A. 事業の主たる課題の解決そのものを外注又は委託する事業、試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業は対象になりません。

Q. 大学への委託費はどれくらいが適切か。

A. 大学への委託費があまりにも多い場合、補助事業者が実施主体とはいえ、事業主旨に沿った提案とはなりません。最終的には事業内容をみて判断されますが、概ね2割程度が上限です。

Q. 人件費は計上できるか。

A. できません。

Q. 特許に関する経費として認められるのは。

A. 特許等を保有する者から実施許諾を得る際のロイヤリティ（ライセンス料）として、本事業を実施するために必要な範囲で認めます。事業実施年度を越えた実施許諾料等は含めることはできません。

Q. 本事業の遂行にあたり、新たに発生した特許の取得にかかる経費は支出できるか。

A. できません。

Q. 本補助金申請において、研究開発に必要となる専用パソコンの購入は補助対象外となるでしょうか。(パソコンは事務用ではなく、本開発に専用特化したものです。)

A. 汎用性がある事務用端末などは補助対象外としていますが、機械装置に付随するもので、専らその装置を制御する場合など、専用端末として必要な機器については、補助対象となります。

【伴走支援】

Q. 伴走支援の目的は。

A. 研究開発事業において豊富な経験を有する県の試験研究機関が技術面、事業運営面等で支援することで、事業採択者に確実に事業を遂行いただくことを目的としています。

Q. 県の試験研究機関とは。

A. 岐阜県が設置している試験研究機関のことです。具体的には、産業技術総合センター、食品科学研究所、セラミックス研究所、生活技術研究所、農業技術センター、中山間農業技術研究所、畜産研究所、水産研究所、森林研究所、保健環境研究所が該当します。

Q. 県の試験研究機関による伴走支援とは。

A. 技術的な指導、県の試験研究機関が保有する設備等を使用した依頼業務の実施、事業推進に関する助言等を行うことをいいます。

Q. 伴走支援は必ず行われるのか。

A. 県の試験研究機関による伴走支援は、原則実施いたします。

Q. 伴走支援に費用は発生するのか。

A. 内容にも依りますが、事業採択者は無償で支援を受けることができます。

Q. 県の試験研究機関のどこに伴走支援を求めればよいか。

A. 事業採択者の希望がない場合は、県が指定します。

Q. 希望した県の試験研究機関が必ず伴走支援してくれるのか。

A. 事業内容により、必ずしも希望に添えるとは限りません。

【申請書】

- Q. 提出書類等に「他の補助金又は委託金等の交付がある場合は、その概要および本事業との相違点（申請中の案件を含む）」とあるが、本年度中に限るのか、過去数年分を記載するのか。
- A. 他の補助金又は委託金等の交付を受けた、もしくは受ける予定である事業の実施期間が、本事業の事業実施期間と重なる場合において、その概要および本事業との相違点を示した書類を任意様式で提出ください。
- Q. 提出書類である別紙様式2の事業実施計画書は、各項目について、あらかじめ様式に設定してある枠の高さ内に収める必要はあるか。もし伸ばしてもよい場合、枚数制限はあるか。
- A. 様式の枠の高さは適宜調整していただいて構いません。また、枚数に制限はありませんができる限り簡潔に記載ください。
- Q. 大学等や県の試験研究機関との共同開発事業の報告書は技術シーズの分かる報告書となるか。
- A. 大学等や県の試験研究機関が技術シーズを有している場合は、技術シーズの分かる報告書となります。

(以上)